平成２２年（フ）第７２１号
神奈川県小田原市酒匂１丁目16番28号ハイツビーチライン201号
債務者　青木　里枝
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７５０号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目２番３―403号
債務者　藤原　　満
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７７７号
神奈川県厚木市元町６番６―401号
債務者　二宮　由佳
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７７９号
神奈川県中郡大磯町国府本郷465番地
債務者　池田　弘美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７８８号
神奈川県厚木市恩名４丁目４番41号　ヤジマハイツ202
債務者　山本　富生
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７９７号
神奈川県厚木市戸室２丁目９番19号
債務者　島倉　好美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８１３号
神奈川県平塚市南金目925番地　鷲尾方
債務者　八代　繁實
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８１８号
神奈川県厚木市小野1050番地２
債務者　栗原　久江
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４９３号
新潟市中央区京王２丁目５番26号　コーポサンロード205
債務者　水野　利明
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１４号
新潟市北区西名目所4077番地55
債務者　倉島　明臣
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０８号
新潟県五泉市村松甲4042番地
債務者　松尾　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１０号
新潟市北区松浜本町２丁目15番10号
債務者　小島　杏子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１５号
新潟市東区桃山町１丁目109番地１　市営住宅Ｇ棟43号
債務者　田野邉　理
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３３号
新潟市西区新通南２丁目13番14号
債務者　渡邉　大志
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５５号
静岡県伊豆の国市中190番地の６、前住所静岡県伊東市大原３丁目９番18号
債務者　土屋　和恵
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
静岡県伊豆の国市中190番地の６、前住所静岡県伊東市大原３丁目９番18号
債務者　土屋　泰子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４５９号
静岡県沼津市上香貫三貫地1184番地　コーポウイング103号
債務者　芹澤　和巳
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係